

議員提出議案第2号

琴浦町議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び琴浦町議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和8年3月25日 提出

提出者	琴浦町議会議員	小 椋 正 和
	同	田 中 肇
	同	大 平 高 志
	同	谷 田 順 子
	同	小 椋 憲 浩
	同	米 田 靖 生

令和8年 月 日

琴浦町議会議長 前 田 智 章

提案理由説明

琴浦町議会委員会条例の一部改正について提案理由説明を行います。

1 条例改正の理由

委員選任に関する規定の見直しを行った改正について、更に改正が必要な箇所があったため所用の改正を行うものである。

2 改正の概要

第7条中第3項及び第4項並びに第5項を削り、第6項を第3項とし、第7項を第4項とし、第8項を第5項に改める。

3 施行期日

施行期日は、公布の日とする。

令和8年琴浦町条例第 号

琴浦町議会委員会条例の一部を改正する条例

琴浦町議会委員会条例(平成16年琴浦町条例第197号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(委員の選任) 第7条 略 2 略 <u>3</u> 略 <u>4</u> 略 <u>5</u> 略	(委員の選任) 第7条 略 2 略 <u>3 常任委員及び議会運営委員は、会期の始めに議会において選任する。</u> <u>4 特別委員会は、議会において選任し、委員会に付議された事件が議会において審議されている間存在する。</u> <u>5 常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)は、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。</u> <u>6</u> 略 <u>7</u> 略 <u>8</u> 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。